

北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対し断固たる措置を求める意見書

平成29年3月6日、北朝鮮は、政府をはじめ関係各国が強い警告を発しているにもかかわらず、再び4発の弾道ミサイルを発射し、そのうちの3発については日本海上の我が国の排他的経済水域に着弾する事態となった。

国際世論を無視した北朝鮮による度重なる暴挙は、新たな段階の脅威であることを明確に示すものであるとともに、平和を希求する国際社会への重大な挑発的行為であり、極めて遺憾である。

このような行為は、航空機や船舶の安全確保の観点からも極めて問題のある危険な行為であり、断じて容認できるものではない。

また、北朝鮮は我が国の国民を拉致するという、極めて卑劣な犯罪行為の実行を認めたにもかかわらず、速やかな解決を求める国民の願いを踏みにじり、拉致問題は長期にわたり全く進展していない。

北東アジア地域の平和と安定を損なう北朝鮮のこのような行為に対し、政府として、より一層厳しく対応する姿勢を内外に示すとともに、更に実効ある対策を早急に講じる必要がある。

よって政府は、国民の安全を脅かす北朝鮮の暴挙が決して繰り返されることのないよう、国際社会の結束を求め、国連の対応を中心に、北朝鮮に対し、より一層厳しい措置を断固実施するとともに、核兵器やミサイル開発の終結、拉致被害者の北朝鮮からの早期救出の実現に向け、最大限の努力を尽くされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 3 月 2 4 日

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
防衛大臣
拉致問題担当大臣

殿

神奈川県議会議長